

道の駅 南信州うるぎ
指定管理者募集要項

平成30年12月

長野県下伊那郡売木村

目 次

I	指定管理者募集の目的	
II	施設の概要	
	道の駅 南信州うるぎ	2
III	管理にあたっての条件	
1	指定管理者が行う業務	2
2	管理に要する経費	2
3	指定期間	3
4	管理基準	3
5	リスクの分担	4
IV	応募資格・条件	
1	応募資格	4
2	応募条件	5
V	申請の手続き	
1	提出書類	5
2	募集期間・申請書の提出	5
3	公募説明会の開催	6
4	質問事項の受付	6
5	留意事項	6
VI	選定方法	
1	審査基準	7
2	選定手続	7
3	選定結果の通知、公表	8
4	選定スケジュール	8
VII	協定の締結	
1	協定に盛り込む事項	8
2	協定の締結に際し必要な事項	8
3	協定が締結できない場合の措置等	8
VIII	その他の事項	
1	業務の継続が困難になった場合等の措置	9
2	その他協議すべき事項	9
3	業務の引継ぎについて	9

(様式)

指定管理者申請書

I 指定管理者募集の目的

売木村では、平成 12 年に地域農産物活用型総合交流促進施設（以下「うるぎふるさと館」という。）を設置し、「地域農産物を利用した加工販売や地域に伝わる生活様式の伝承を通じて、都市と農村との交流を図ることを目的とした施設」として、村民及び来村した観光客の利用に供してきたところです。このたび、当施設を中心とし駐車場等周辺を含めた施設一帯が平成 30 年 11 月 1 日に道の駅 南信州うるぎとして開駅しました。従来の目的に加え、さらに多くの地域資源を複合的に有効活用し「休憩機能」「情報発信機能」「地域連携機能」を併せ持つ道の駅の実現に向け、管理運営を効果的かつ効率的に行うため地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、施設の管理運営に関する業務を行う指定管理者の募集を行います。

II 施設の概要

（1）名称及び所在地

- ア 名称 道の駅 南信州うるぎ
- イ 所在地 長野県下伊那郡売木村 543 番地 1

（2）施設の設置目的

道路の利用者に対し良好な休憩場所を提供し、地域情報の発信及び地元製品の販売や地域の食材をベースとした食の提供等を行い、当村の活性化を図ることを目的とする。

（3）施設等の概要

- ア 敷地面積 3, 398 m²
- イ 建物構造 木造平屋地上 1 階（うるぎふるさと館）
- ウ 建物延床面積 793. 37 m²
- エ 施設内容
 - ①公衆便所
 - ②駐車場（大型 2 台, 小型 24 台, 身障者 3 台）
 - ③休憩コーナー
 - ④農産物直売所
 - ⑤レストラン
 - ⑥観光案内所
 - ⑦ふるさと資料館
 - ⑧食品加工所
 - ⑨その他（付随する地域振興施設等）

III 管理にあたっての条件

1 指定管理者が行う業務

- （1）道の駅 南信州うるぎ施設の利用に関する業務
- （2）施設及び設備の維持管理に関する業務
- （3）前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する業務のうち、村長が必要と認める業務（別に定める「道の駅 南信州うるぎ 指定管理者業務基準」を含む）

2 管理に要する経費

（1）利用に係る料金

- ア 施設の管理については、公の施設の利用に係る料金を指定管理者が自らの収入として収受する「利用料金制」を採用します。

イ 利用料金は、売木村長の承認を得て、指定管理者が定めることができます。

ウ 村が支払う指定管理料のほか、利用者が支払う利用料金や指定管理者が自ら企画・実施する自主事業の収入を自らの収入とすることができます。

(2) 管理に要する経費

村は指定管理者の管理運営業務を実施するために必要な経費として、指定管理者が提示した額または予算額のいずれか低い方の額を上限として、指定管理に係る委託料を支払います。

委託料の上限額、支払時期、支払い方法等については、村と指定管理者で締結する協定書で定めることとし、各年度の委託料は、村と指定管理者との協議によって決定することとします。なお、委託料については、次の事項に留意してください。

ア 道の駅機能の管理運営に必要な業務（公衆便所、駐車場、観光案内所、その他地域振興施設等の管理運営）を実施するために必要な経費を委託料の積算に考慮します。

イ 年度ごとの委託料は、消費税及び地方消費税を含んだ額となります。

ウ 委託料の精算は行いません。経費に不足が生じた場合、指定管理者の負担とします。

エ 委託料の増額は、災害等の特別な場合を除き、原則行いません。

オ 委託料は、運営経費の他に直売所出荷者登録者の地元品売上額に応じて、村と協議のして歩合制で上乘せすることができます。

(3) その他施設使用料等

指定管理者は、村と協議し施設使用料として年度ごとの経営状況に応じた年間施設使用料45万円以内を、売木村長が指定する期限内に納入しなければなりません。なお、施設使用料のほか、光熱水費の実費分を負担していただきます。

(4) 利用料金に設定にあたっての留意事項

ア 利用料金の設定にあたっては、公営の施設として、村民及び売木村を訪れる観光客が利用しやすい料金設定を行ってください。

イ 利用料金は、村と協議の上、協定書に記載します。

ウ 指定管理者としての業務に係る経費及び収入は、団体自体の口座と別の口座で管理してください。また、指定管理者としての業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分して整理してください。

3 指定期間

2019年4月1日から2022年3月31日までの3年間です。

なお、2022年度以降については、改めて指定管理者の指定手続きを行います。

4 管理基準

(1) 業務一括委託の禁止

指定管理者は、本事業を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、あらかじめ売木村長が認めた場合は、この限りではありません。

(2) 関係法令の遵守

指定管理者は、道の駅の管理運営を行うにあたっては、関連法令、関係条例等を遵守する必要があります。

(3) 個人情報の取扱い

指定管理者は、管理運営を通じて取得した個人に関する情報を保護するため、別途締結

する協定で定める措置を講ずる必要があります。

(4) 情報公開

指定管理者が管理業務えお通じて取り扱う文章（電子データ、写真等含む）の情報公開については、別途締結する協定で定める措置を講ずる必要があります。

(5) 文書の管理・保存

指定管理業務を行うにあたり作成し、又は受領した文書等は、適正に管理・保存することとし、指定期間終了時に、売木村の指示に従って引き渡すこととします。

(6) 守秘義務

指定管理者は、施設の管理を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らし、自己の利益のために使用することはできません。指定期間が終了した後も同様とします。

(7) 環境への配慮

指定管理者は、指定管理業務を行うにあたっては、次のような環境への配慮に留意することとします。

- ア 環境に配慮した商品・サービスの購入の推進及び廃棄物の適正処理
- イ 電気・ガス・ガソリン・灯油等のエネルギー使用量の削減
- ウ 化学物質・感染性廃棄物等のリスク管理の実施による事故防止
- エ 施設の利用者等に対する環境の保全に関する情報提供

5 リスクの分担

リスクの分担の基本的な考え方は、次のとおりとします。なお、詳細は協定を締結する際に定めることとします。

項 目	指定管理者	売木村
施設・備品の維持管理	○	
施設・備品の補修	○ (小破修繕)	◎
安全衛生管理	○	
事故、火災等による施設・備品の損傷	○ (責めに帰する場合)	○
事故、火災等による利用者への責任	○ (責めに帰する場合)	○
災害復旧		○
包括的管理責任		○

IV 応募資格・条件

1 応募資格

応募者は、食品衛生管理の資格を有する者がいる、管理運営業務を履行できる能力があると認められる法人又は複数の法人でグループを構成した団体であれば申請できます。個人での応募はできません。

また、次の事項に該当する者は、応募することができません。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 会社更生法、民事再生法に基づき更正又は更正手続きをしている法人
- (3) 長野県又は売木村から指名停止を受けている法人
- (4) 最近 1 年間の法人市町村民税、法人県民税、法人事業税、消費税、地方消費税、固定資産税を完納していない者

2 応募条件

- (1) 国内に事務所を有する法人等であること。なお、指定管理者となった場合は、その指定期間内において、村内に事務所を設置していただきます。
- (2) 複数の法人によるグループで応募する場合は、代表となる法人を定めること。
- (3) 単独で応募した法人等は、グループ申請の構成員になることはできない。
- (4) 同時に複数のグループの構成員になることはできない。

V 申請の手続き

1 提出書類

申請にあたっては、次の書類を提出してください。

- (1) 指定管理者指定申請書
 - (2) 法人等の定款若しくは寄付行為又はこれらに準じる書類
 - (3) 法人の登記事項証明書（任意団体の場合は設立からの経緯書）
 - (4) 法人等の事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書その他法人等の事業及び経営の状況を明らかにする書類等（過去 3 年分）
 - (5) 法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類（法人等の諸規定類を含む。）
 - (6) 指定期間内の事業計画書及び収支予算書
 - (7) 指定の申請に関する法人等の意思の決定を証する書類
 - (8) 法人にあつては、法人市町村民税、法人県民税、法人事業税、消費税、地方消費税、固定資産税の納税証明書（前年分）
 - (9) 類似・関連施設の事業を行っている場合は、その運営実績を記載した書類
 - (10) グループ応募の場合は、構成団体を記載した書類
- ※添付書類は、日本工業規格 A 4 版とします。ただし、官公署の発行する証明等やむをえないものについては、この限りではありません。

2 募集期間・申請書の提出

申請書は、持参又は郵送により提出してください。募集期間等は次のとおりとします。
なお、電子メール、FAXでの提出は受け付けません。

- (1) 募集期間 平成 30 年 12 月 14 日（金）から平成 31 年 1 月 31 日（木）まで
- (2) 申請期間 平成 30 年 12 月 21 日（金）から平成 31 年 1 月 31 日（木）まで
- (3) 受付場所
 - ア 持参する場合
売木村役場 村づくり総合推進室（土曜日及び日曜日を除く）
午前 9 時から午後 5 時まで
 - イ 郵送の場合

〒399-1601

長野県下伊那郡売木村968番地1 売木村役場 村づくり総合推進室
書留郵便等により平成31年1月31日(木)までに必着

(4) 申請書類の提出部数 正本1部 副本1部

3 公募説明会の開催

公募に関する説明会を次のとおり開催します。

- (1) 開催日時 第1回目 平成30年12月21日(金) 午後3時より
第2回目 平成31年 1月11日(金) 午後3時より
- (2) 開催場所 売木村役場 2階会議室
- (3) 参加人数 一団体あたり3名以内
- (4) 申込方法 各説明会の開催日前日までに売木村役場 村づくり総合推進室へ連絡してください。
電話0260-28-2311

4 質問事項の受付

募集要項に関する質問がある場合には書面により、申請書の提出先へ送付してください。
締め切り 平成30年12月20日(木)

5 留意事項

- (1) 提出書類の補正
提出書類は、受付期間内に限り補正することができます。
- (2) 提出書類の取扱い
提出書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、村は、指定管理者の選定事務に関して必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
なお、提出書類は、理由の如何に関わらず返却しません。
- (3) 申請の辞退
申請後に辞退する場合は、辞退届(様式自由)を提出してください。
- (4) 虚偽の記載をした場合
申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- (5) 提出書類の使用言語
提出書類の作成にあたっては、日本語及びメートル法を使用してください。
- (6) 申請費用
申請にあたっての費用は、申請者の負担とします。
- (7) 情報公開
提出書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

VI 選定方法

候補者の選定は、申請者から提出された申請書類の審査、公募者のプレゼンテーション及び外部の有識者により構成される売木村の公の施設指定管理者選定審議会(以下「指定管理者選定審

議会」という。)において候補者を選定し、村議会の議決を経て売木村が指定管理者を指定します。

1 審査基準

審査基準は、次のとおりです。総合的な判断に基づいて決定します。

指定の基準	項目	視点
住民の平等利用が確保されること。	施設利用に対する考え方	施設の役割を踏まえた平等利用が確保されているか
関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること。	諸規定の整備状況	規定整備の充足度及び内容の整合性
	個人情報の保護	個人情報保護の考え方及び情報管理体制
	環境への配慮	環境管理の方針
指定管理業務について、相当の知識及び経験を有する者を従事させることができること。	人員配置の考え方	責任者及び指導的立場にある職員の配置 売木村民の雇用計画
	人材育成の考え方	研修計画及び研修内容
安定した経営基盤を有していること。	資産の状況	基本財産及び運用財産の状況及び損害賠償能力
	債権・債務の状況	借り入れの目的、規模、内容、償還計画
地域情報の発信及び地元産品の販売や地域の食材をベースとした食の提供等を行い、当村の活性化を図るといふ施設の役割を適切に担えること。	施設の運営の基本的な考え方について（地域貢献等）	・道の駅設置目的との整合性（販売・加工・食材提供等に関する村内産農産物の積極的使用） ・施設維持管理の考え方
	施設の役割及び特性に対する理解	村の観光振興への対応
	利用者の増加策	利用者の発掘及びリピーター確保策
	利用者へのサービスについて	利用者の意向を踏まえたサービスの提供
	安全対策	事故防止対策、体制及び危機管理マニュアル
	運営経費	運営経費の縮減と施設運営の確実性
	その他運営にあたっての提案等	法人等の独自の発想に基づく提案

2 選定手続

(1) 資格審査

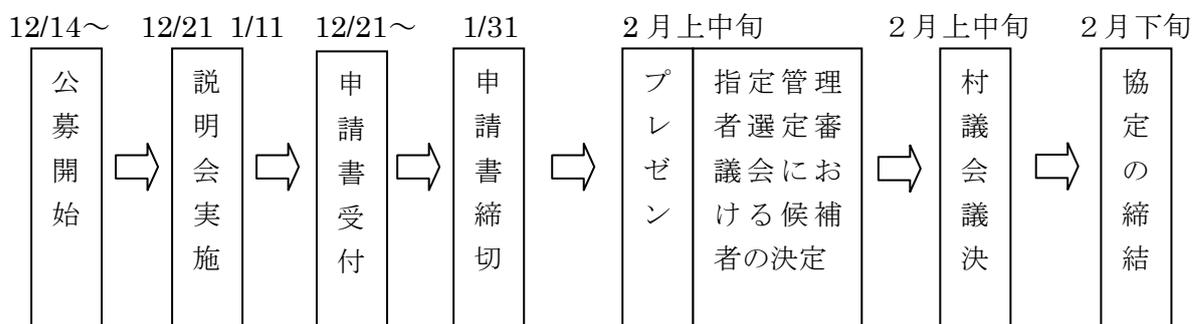
応募資格について審査します。

- (2) 書類審査
提出された申請書及び添付書類について審査します。
- (3) プレゼンテーション
・法人等の組織、活動内容、実績及び提案書の内容等について説明していただきます。
・開催日時、場所等につきましては別途通知します。
- (4) 指定管理者選定審議会
プレゼンテーションを経た上で、候補者を選定します。

3 選定結果の通知、公表

選定結果については、平成31年2月末までに、申請者全員に郵送で通知します。

4 選定スケジュール



Ⅶ 協定の締結

指定管理者の指定の後に、指定管理者業務の実施に関し、包括的な事項を定めた協定を締結することとします。

1 協定に盛り込む事項

- (1) 管理業務の範囲に関する事項
- (2) 指定管理者の責務に関する事項
- (3) 指定期間に関する事項
- (4) 事業報告に関する事項
- (5) 管理経費に関する事項
- (6) 個人情報保護に関する事項
- (7) 指定の取り消し及び管理業務の停止命令に関する事項
- (8) 原状回復及び損害賠償に関する事項
- (9) 委託の禁止に関する事項
- (10) 農産物直売所に関する事項
- (11) その他村長が必要と認める事項

2 協定の締結に際し必要な事項

協定の締結に際し必要な事項については、指定管理者と売木村が協議の上、定めることとします。

3 協定が締結できない場合の措置等

指定管理者が協定の締結までの間において、次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消すことがあります。

- (1) 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- (2) 財務状況の悪化等により、指定管理業務の履行が確実にないと認められるとき。
- (3) 著しく社会的信用を損なう等、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

VIII その他の事項

1 業務の継続が困難になった場合等の措置

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに売木村に報告するものとし、その場合の措置については、次のとおりとします。

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合、又はそのおそれが生じた場合には、売木村は指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができることとします。

この場合、指定管理者がその期間内に改善することができなかつた場合等には、売木村は指定管理者の指定の取消し、又は業務の全部又は一部の停止を命じることができるものとします。

(2) 指定が取り消された場合等の賠償

上記(1)により指定管理者の指定が取り消され、又は業務の全部若しくは一部が停止された場合、指定管理者は、売木村に生じた損害を賠償するものとします。

(3) 不可抗力等による場合

不可抗力その他売木村又は指定管理者の責めに帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合は、売木村と指定管理者は、業務の継続の可否等について協議を行い、継続が困難と診断した場合、売木村は指定管理者の指定の取消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。

2 その他協議すべき事項

協定書の定めのない事項及び疑義が生じた場合は、売木村及び指定管理者双方が誠意を持って協議するものとします。

3 業務の引継ぎについて

指定期間の終了若しくは指定の取消しにより、次期指定管理者に業務を引き継ぐ場合は、円滑な引継ぎに協力するものとします。

問い合わせ先

〒399-1601 長野県下伊那郡売木村968番地1
売木村役場 村づくり総合推進室
担当：眞鍋昂・能見奈津子
電話 0260-28-2311
FAX 0260-28-2135
E-mail kankou@urugi.info